

令和6年2月定例会

(2024年)

市議会議案参考資料

(予算常任委員会 建設環境分科会提出分)

吹 田 市

議案番号	部 名	ペー ジ 番 号	資 料 名	要求委員名		
議案第29号	環 境	5～8	江坂公園及び豊津公園に設置する密閉型喫煙所に関する協定書	矢 野		
議案第29号	都市計画	9	北千里駅前まちづくり意見交換会(第1回～第4回)で出た主な意見、質問	柿 原		
議案第29号	都市計画	11	市営住宅跡地の売却支援業務に関する委託内容	柿 原		
議案第29号	土 木	13	交通安全対策事業における自転車ヘルメット購入補助について 近隣他市(北摂7市)における同種施策の実施状況	石 川		
議案第29号	土 木	15～16	公園整備費の内訳	柿 原		
議案第29号	土 木	17	中の島公園のP-F I 導入に係る整備計画	柿 原		
議案第29号	土 木	18	決算常任委員会の提言に対する回答内容の詳細	柿 原		
議案第29号	土 木	19	過去5年間の交通安全施設整備事業の実績、交通安全対策特別 交付金の推移、市内道路における管理延長の推移	今 西		
議案第29号	土 木	20～21	自転車通行空間整備の詳細	矢 野		
議案第29号	土 木	22	街路灯管理事業の詳細	矢 野		

江坂公園及び豊津公園に設置する密閉型喫煙所に関する協定書

吹田市(以下「受領者」という。)とフィリップ モリス ジャパン合同会社(以下「譲渡者」という。)は、江坂公園(大阪府吹田市江坂町1丁目19番)及び豊津公園(大阪府吹田市豊津町7番)に設置する密閉型喫煙所(吸い殻入れ、エアコン、プラズマ脱臭機を含む。以下「本施設」という。)について次のとおり協定書(以下「本協定書」という。)を締結する。

(基本合意)

第1条 受領者及び譲渡者は、江坂公園及び豊津公園周辺の受動喫煙防止対策及び喫煙環境の整備(以下「環境整備」という。)に寄与する目的において、本協定書に従い、江坂公園及び豊津公園に本施設を設置し、受領者及び譲渡者共同で喫煙マナー等の啓発活動を行うことを合意する。

(本施設の設置)

第2条 譲渡者は、受領者が本協定書第5条に記載する受領者及び譲渡者共同で喫煙マナー等の啓発活動について告知活動を行うことを条件に、譲渡者の責任と費用負担により、別紙に記載するエリアに本施設を設置する。

2 受領者は、本施設の引渡しを受けた際、本施設が規格・仕様を満たしたものと否かにつきその場で検査し、その結果を譲渡者に通知するものとする。

3 本施設の引渡しは、前項の検査に合格した時をもって完了するものとし、同時に本施設の所有権は譲渡者から受領者に移転するものとする。

(維持・管理)

第3条 受領者は、本協定書の有効期間中、適切に本施設の維持・管理を行うものとする。

2 受領者は、本協定書の有効期間中、本施設に不具合や破損等が生じた場合は、直ちにその旨譲渡者に報告し、譲渡者は、譲渡者の費用において本施設の修繕を行うものとする。

(本施設の撤去等)

第4条 受領者が本協定書の有効期間中、本施設の第三者への譲渡、分解、改造、移設、撤去等の処分又は供用停止を行う場合、譲渡者に対し事前に通知するものとし、受領者及び譲渡者は、これについて誠実に協議し対応を決定する。

(本活動の内容)

第5条 受領者は、本協定書の有効期間中、譲渡者が以下に記載する活動(以下「本活動」という)を行うことを許可する。また、受領者自身も単独で本活動を行う。

- (1) 本施設内における譲渡者営業員による喫煙マナー等の啓発活動
- (2) メディア媒体における、受領者及び譲渡者の環境整備についての取り組み紹介
- (3) 受領者及び譲渡者の公式ウェブサイト内における、本施設の環境整備についての告知
- (4) 本協定書に基づく受領者及び譲渡者との取り組みをロールモデルとした譲渡者による他自治体への事例紹介

(5) 前各号の他、受領者及び譲渡者別途協議により定める活動

(競合等制限)

第6条 受領者は、本協定書の有効期間中、譲渡者と競合する第三者に対して、本施設内で加熱式たばこ製品を含むたばこ製品の広告掲出、販売促進活動及びマナー啓発活動を行わせないものとする。

2 前項の制限は、受領者又は受領者の関係する団体のマナー啓発活動及びその他公共事業等に関する案内等の掲出を制限するものではない。

(受領者の義務)

第7条 受領者は、譲渡者が本活動を行うにあたり、本施設への立ち入り、および本活動に必要な物品等の搬入・搬出に関し、譲渡者に協力する。

2 受領者は、譲渡者が本協定書における取り組みについてメディア媒体にPR記事を掲出する際は、本施設及び江坂公園、豊津公園周辺の写真撮影、並びに記事への寄稿に協力する。

(譲渡者の義務)

第8条 譲渡者は、本活動を行うにあたり、関連法規を遵守の上、譲渡者又は譲渡者に所属する関係者を通じて、20歳未満の者を対象又は20歳未満の者に訴求する紙巻たばこ及び加熱式たばこに関するプロモーション活動その他の活動を決して行わないものとする。

(損害賠償)

第9条 譲渡者は、本施設の所有権の移転後、譲渡者の責に帰さざる事由により、本施設利用において受領者又は第三者に人的損害又は物的損害が生じた場合、何らの責任を負わないものとする。

2 本協定書のいずれの当事者は、本協定書の定め違反して相手方に損害を与えたときは、かかる損害を賠償する責を負うものとする。

(秘密保持)

第10条 本協定書のいずれの当事者も、本協定書の履行に際して知り得た相手方及び相手方の顧客に関する情報を第三者に開示せず、本協定書の履行以外の目的で使用しない。

2 本条の義務は本協定書終了後も有効に存続する。

3 本条の義務は法令または条例に基づくものを除く。

(有効期間)

第11条 本協定書の有効期間は、締結日から令和9年(2027年)2月9日までとする

(解約事項)

第12条 本協定書のいずれの当事者も、相手方がその責に帰すべき事由により本協定書上の債務を履行しない場合、相当な期間を定めて書面により催告した後、なおかかる不履行が是正されない場合、本協定書を解約することができる。

(2)

- 2 本協定書のいずれの当事者も、相手方に、銀行取引停止処分、支払停止、仮差押え、差押え、仮処分その他の強制執行があった場合、破産・民事再生・会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあった場合、若しくは自ら申し立てた場合、何らの催告なしに本協定書を解約することができる
- 3 本条各項に基づく解約権の行使は、責のある当事者に対する損害賠償の請求を妨げない。

(不可抗力)

第13条 地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、重大な疾病、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令・処分その他の政府による行為、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、その他当事者の合理的制御の範囲を超えた事由による本協定事項の全部又は一部の履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わない。

(その他)

第14条 受領者及び譲渡者は、本協定書の規定に関する疑義又はこれらの規定に定めのない事項については、受領者及び譲渡者誠意をもって協議の上、解決するものとする。

(合意管轄)

第15条 本協定書に関する訴訟については、被告の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上、本協定書締結の証として本協定書を2通作成し、受領者及び譲渡者記名押印の上、各1通を保管する。

ただし、本協定書及び契約上締結が必要とされる文書、覚書及びその他書面(契約の変更にかかるものを含む)を締結する方法として電子契約サービスを利用することができ、電子契約サービスを利用する場合は、同書の電磁的記録を作成し、受領者及び譲渡者が合意の後、本協定書を締結できる正当な権限を付与された者により電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

なお、本協定書は吹田市令和6年(2024年)2月定例会において予算議決後に効力が生ずるものとする。

令和6年(2024年)2月9日

受領者

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市長 後藤 圭二

譲渡者

千代田区永田町二丁目11番1号

山王パークタワー22階

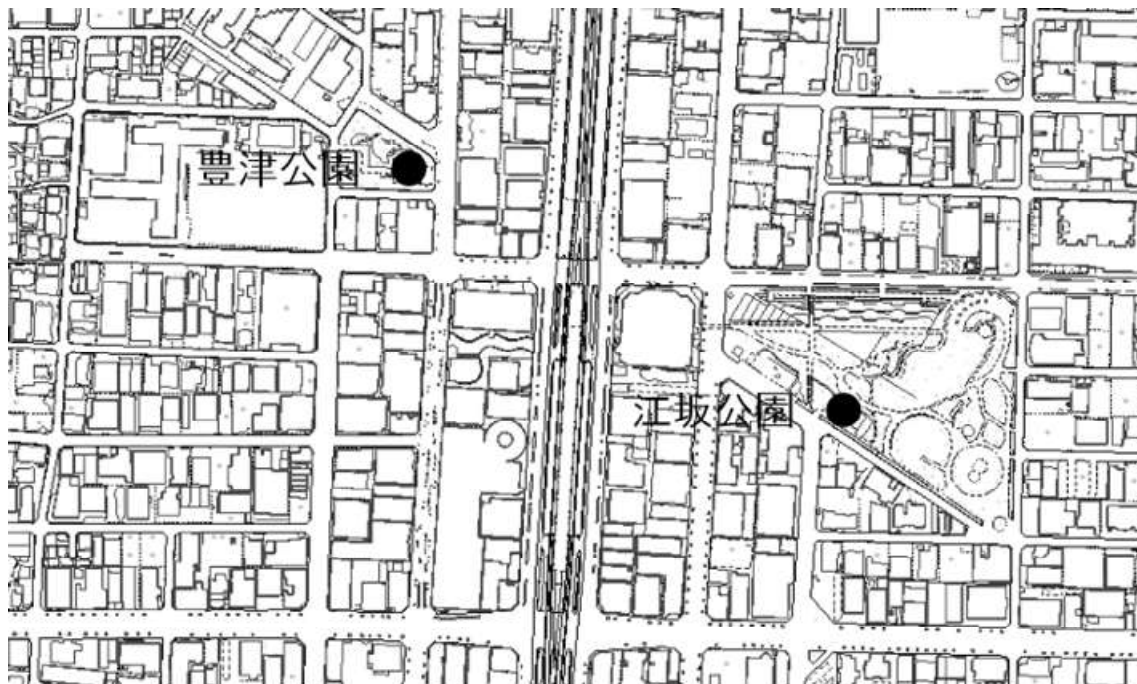
フィリップ モリス ジャパン合同会社

社長 シェリー ゴー

別紙

江坂公園(大阪府吹田市江坂町1丁目19番)

豊津公園(大阪府吹田市豊津町7番)



北千里駅前まちづくり意見交換会(第 1 回～第 4 回)で出た主な意見、質問

種別	主な意見、質問
まちづくり	ユニバーサルデザインやバリアフリーの理念に基づいた多世代に優しいまちづくりを考えていただきたい。
	100 年後を見据えたビジョンでまちづくりを模索する必要があるのではないのか。
	まちなかりビング北千里と連携したまちづくりをしてほしい。
交通 アクセス	現状、動線が分かりにくく、遠回りする必要があることが多い。
	現状、バスが停めにくく、車いすが降りにくい。
	なるべく高低差を感じないようになれば良い。(北千里駅～まちなかりビング北千里)
広場	人が集まりやすく、駅から降りた人も気づきやすいステージが欲しい。
	日常は広場やイベントスペースとして利用し、有事の際は防災拠点となり、人が集まれる場所に転換できるようなスペースがあれば良い。
	音楽演奏などができる全天候型の屋根付き広場がほしい。
店舗・施設	学生をとりこめる店があると良い。
	チェーン店でない個性的なおいしい飲食店を利用したい。
	子供を安心して預けられる保育所などがほしい。
まちなみ	昔は若い人も利用する店舗もあったが、今はシャッター街の雰囲気となっており、寂しい。
	風通しと見通しの良い明るいつくりがいい。
	緑は必要。北千里に来てホッとできる空間と建物が必要。
事業計画	なぜ市街地再開発事業でないといけないのか。
	タワーマンションは不要、タワーマンションには反対。
	タワーマンションに反対の意見が多いが、タワーマンションに賛成する。
意見交換会	ワークショップを通じてまちづくりのプレーヤーが現れるとよい。
	自分の視点だけでなく、いろんな人の視点を通した意見が聞けて良かった。
	集約した意見を計画に反映してほしい。

市営住宅跡地の売却支援業務に関する委託内容

1 業務の概要

本業務は、旧市営津雲台第1住宅跡地及び旧市営佐竹台住宅跡地の売却を円滑に行うにあたり、当該売却の支援業務を委託するものとする。

本市が公募により売却するにあたり必要となる調査、情報の整理、資料の作成及び土地の鑑定評価を行うとともに売却先との契約に必要な手続等について支援を行う。

2 対象不動産の売却計画

(1) 土地 旧市営津雲台第1住宅跡地

ア 所在 吹田市津雲台6丁目20番564、20番565及び20番594

イ 地籍 1,210.00㎡(20番564)、5,891.17㎡(20番565)及び92.72㎡(20番594)

(2) 土地 旧市営佐竹台住宅跡地

ア 所在 吹田市佐竹台4丁目114番166

イ 地籍 1,854.39㎡(114番166)

3 業務内容

(1) 売却手続きの提案

ア 売却手続きにあたり実施すべき項目

イ 各土地の状況(法令等や周辺環境等)から望ましいと思われる土地利用

ウ その他今回の土地売却に必要と認められる事項

(2) 売却対象不動産の事前調査

ア 物件調査(交通機関、校区、接道の状況、法令上の制限、供給処理施設及び現地の調査)

イ 市場調査(不動産市場動向調査、想定事業等の調査)

(3) 売却前提条件の整理

ア 地下埋設物及び越境物を含む土地の現況の調査及び現況図の作成

イ 隣地との覚書の締結

ウ 売却条件等及びその他固有条件

エ その他必要となる図面等への記載事項の整理

(4) 関係部署等との調整補助及び進捗打合せ

ア 関係部署等との調整補助

イ 本市との打合せ

(5) 鑑定評価

対象不動産に係る鑑定評価書を作成し、納品を行う。

(6) 売却業務

ア 物件調査の追記・修正、土地売買契約書の追記・修正(法務確認含む)及びその他土地の引き渡しに要する書類の追記・修正、準備

イ 一般競争入札等に係る事務

ウ 物件説明会の開催

(7) 売買契約締結事務

ア 売買契約締結の立会補助

イ 売買契約締結の説明補助

(8) 報告書の作成

交通安全対策事業における自転車ヘルメット購入補助について
 近隣他市（北摂7市）における同種施策の実施状況

議案第29号参考資料
 土木部総務交通室

市町村名	令和5年度（2023年度）					令和6年度 （2024年度）
	申請期間	件数	申請方法	補助金額	申請対象	
吹田市	令和6年（2024年）2月1日～ 令和6年（2024年）2月28日	先着1000件	電子申込	購入費用の1/2 （上限2000円）	令和6年（2024年）1月1日以降 に安全性の認証を受けたヘル メットを購入した市内在住者	抽選1000件
豊中市	令和5年（2023年）7月3日～ 令和5年（2023年）10月2日～ 令和6年（2024年）2月29日	先着100件 抽選2500件（各月500件）	電子・郵送・持参 電子申込または 郵送	購入費用の1/2 （上限2000円）	令和5年（2023年）4月1日以降 に安全性の認証を受けたヘル メットを購入した市内在住者	予定なし
茨木市	令和6年（2024年）1月15日～ 令和6年（2024年）2月29日	抽選200件	電子申込	上限3000円までの購 入費用	令和5年（2023年）1月1日以降 に安全性の認証を受けたヘル メットを購入した満65歳以上の 市内在住者	未定
池田市	令和5年（2023年）4月3日～ 令和6年（2024年）3月29日	上限なし	窓口申込	幼児用ヘルメットの 現物支給	令和4年（2022年）4月1日から 令和5年（2023年）3月31日まで に生まれた市内在住者	令和5年度と同様 の予定
摂津市	令和5年（2023年）4月1日～ 令和6年（2024年）3月29日	先着100件	窓口申込	ヘルメットの現物支 給	令和5年（2023年）4月1日以降 に、運転免許証を自主返納後6 か月以内の満65歳以上の市内在 住者	予定なし
高槻市	現在のところ実施なし					予定なし
箕面市	現在のところ実施なし					予定なし

公園整備費の内訳

目	小 事 業	細 節	細 々 節	当初予算額 (千円)	内訳
02公園整備費				1,665,546	
01公園等管理事業				866,308	
報酬				17,320	指定管理者選定委員会委員報酬ほか
職員手当等				6,376	期末手当、勤勉手当
共済費				4,204	大市共負担金、雇用保険料負担金ほか
旅費				450	費用弁償
需用費				42,349	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料
役務費				2,974	通信運搬費、手数料、保険料
委託料				685,882	
指定管理委託料				72,357	
指定管理委託料				72,357	指定管理業務（健都レールサイド公園） 指定管理業務（江坂公園） 指定管理業務（桃山公園）
施設管理委託料				507,287	
維持管理・点検委託料				77,166	ゴミ回収業務、公園清掃業務ほか
保安・警備・清掃委託料				369	中の島公園維持詰所警備業務ほか
樹木管理委託料				339,927	除草剪定業務、高木剪定業務ほか
〔単価契約〕施設管理委託料				86,000	公園等施設補修業務ほか
その他事務委託料				3,825	南吹田公園管理事務所管理業務
計画・設計等委託料				9,091	
調査・測量委託料				9,091	紫金山公園魅力向上策検討業務
その他委託料				97,147	
〔単価契約〕その他委託料				91,388	樹木等保持業務
その他委託料				5,759	公園台帳作成業務ほか
使用料及び賃借料				67,063	公園用地借上料ほか
工事請負費				34,700	
工事請負費				34,700	
〔単価契約〕工事請負費				4,700	公園灯取替補修工事ほか
その他工事請負費				30,000	公園施設安全・安心対策補修工事 遊園の遊具更新工事
原材料費				962	公園用補修原材料費ほか
負担金、補助及び交付金				3,928	公園等自主管理支援制度助成金ほか
補償、補填及び賠償金				100	公園施設管理瑕疵に伴う賠償金

02公園等整備事業	799,238	
委託料	61,096	
計画・設計等委託料	52,578	
調査・測量委託料	4,466	中の島公園再整備費用対効果分析業務
基本設計等委託料	4,472	くちなし公園基本設計業務
実施設計委託料	30,950	便所更新実施設計業務（千里山東公園）
		便所更新実施設計業務（尺谷公園）
		便所更新実施設計業務（北之町遊園）
		山田駅東公園再整備実施設計業務
		千里山東公園再整備基本設計及び実施設計委託業務
		江坂山北公園再整備基本設計及び実施設計委託業務
工事監理委託料	12,690	公園便所更新工事監理業務委託料（江の木公園、玉の井公園、くちなし公園、金田公園）
その他委託料	8,518	
その他委託料	8,518	遊園機能特化・分担あり方検討WS
工事請負費	682,798	
工事請負費	682,798	
【普建】工事請負費	682,798	公園施設撤去更新
		公園便所設置工事（江の木公園）
		公園便所更新工事（玉の井公園）
		公園便所更新工事（くちなし公園）
		公園便所更新工事（金田公園）
		江の木公園再整備工事
		玉の井公園再整備工事
		千里南公園舗装整備工事
		健康増進遊具整備工事（金田公園、広芝公園、垂水上池公園）
		一条池第2遊園擁壁整備工事
		中の島公園再整備工事
公有財産購入費	55,344	用地購入費

中の島公園のP-F I導入に係る整備計画

	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)	令和9年(2027年)
市による再整備工事 ※全体的なベースアップ	—			
指定管理者候補者及び公募設置事業者の募集・選定	選定委員会3回(6・7月:募集要項策定、12月:事業者選定) — 事業者募集 — 選定後手続 —			
費用対効果分析業務	—			
指定管理業務 ※指定管理業務開始後に公園協議会発足		業務引継 —		
特定公園施設の再整備 (管理棟、トイレ、駐車場、エントランス、野球場など)		開始(15年以上20年以内) —		
公募対象公園施設(収益施設)の整備・運営				4月開始予定

決算常任委員会の提言に対する回答内容の詳細

(単位：千円)

	令和5年度予算額 (2023年度)	令和6年度予算額 (2024年度)	差額
樹木等保持業務（単価契約）	64,564	91,388	26,824
通常分	62,564	67,996	5,432
提言に対する除草や剪定分	0	19,993	19,993
その他	2,000	3,399	1,399

決算常任委員会の提言に対する、予算の増額分としては19,993千円を計上しており、単価契約での執行を予定しております。

過去5年間の交通安全施設整備事業の実績

	交通安全対策特別交付金の対象工事					小計	他工事 (※1)	その他	計
	防護柵 設置工事	反射鏡 設置工事	区画線 設置工事						
平成30年度 (2018年度)	17,729	16,152	9,623			43,504	4,681	1,309	49,494
令和元年度 (2019年度)	19,755	13,151	9,187			42,093	5,940	798	48,831
令和2年度 (2020年度)	20,459	8,848	7,029			36,336	0	3,521	39,857
令和3年度 (2021年度)	20,332	10,162	11,437			41,931	0	110	42,041
令和4年度 (2022年度)	18,668	12,898	10,499			42,065	11,225	774	54,064
執行平均額	19,389	12,242	9,555			41,186	4,369	1,302	46,857

他工事詳細 (※1)

	(千円)
平成30年度(2018年度)	4,681
令和元年度(2019年度)	5,940
令和4年度(2022年度)	11,225

過去5年間の交通安全対策特別交付金の推移

	(千円)
平成30年度(2018年度)	38,172
令和元年度(2019年度)	37,641
令和2年度(2020年度)	41,674
令和3年度(2021年度)	40,062
令和4年度(2022年度)	36,853
交付平均額	38,880

過去5年間の市内道路における管理延長の推移

	(m)
平成30年度(2018年度)	535,118
令和元年度(2019年度)	537,200
令和2年度(2020年度)	538,268
令和3年度(2021年度)	542,436
令和4年度(2022年度)	544,900
増加延長平均	-
増加延長	2,073

自転車通行空間整備の詳細

1 背景

近年では、自転車はエコで身近な乗り物として利用者が増加する一方、自転車利用者の危険運転等が大きな問題となっています。このような状況を受け、国において、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が策定され、大阪府においても「大阪府自転車通行空間法定外表示実施要領」が策定され、自転車通行空間整備の動きが全国的に活発化しています。

本市では、「吹田市自転車利用環境整備計画」を平成 28 年度（2016 年度）策定しました。その後、令和 3 年度（2021 年度）に自転車活用推進法に基づき、さまざまな課題に対応し自転車の利用環境を総合的かつ計画的な推進を図るため、本計画を見直しました。

2 予算額

歳出 令和 6 年度（2024 年度）一般会計

（款）土木費 （項）道路橋梁費 （目）道路新設改良費

（大事業）道路事業 （小事業）道路新設改良事業

（節）工事請負費 962,398,000 円

内 自転車通行空間整備工事分 26,950,000 円

歳入 令和 6 年度（2024 年度）一般会計

（款）国庫支出金 （項）国庫補助金 （目）土木費国庫補助金

（節）社会資本整備総合交付金 51,394,000 円

内 自転車通行空間整備事業交付金 1,694,000 円

3 整備箇所

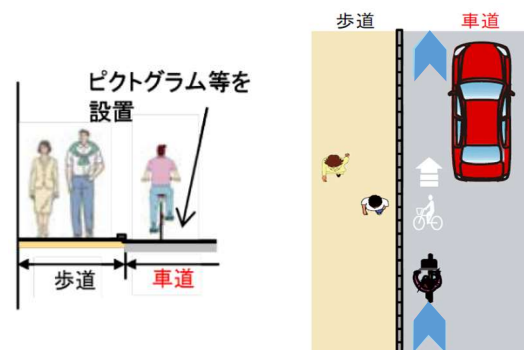
令和 6 年度（2024 年度）に整備を行う路線名・整備延長

路線名	整備延長 (km)
南吹田 17 号線 南吹田 89 号線	0.54
千里北公園古江線	0.78
江坂町 56 号線	0.74
中央環状線山田東線	0.59
山田佐井寺岸部線	0.86
山田佐井寺岸部線	0.34
合計	3.85

（5 整備位置図参照）

4 整備内容

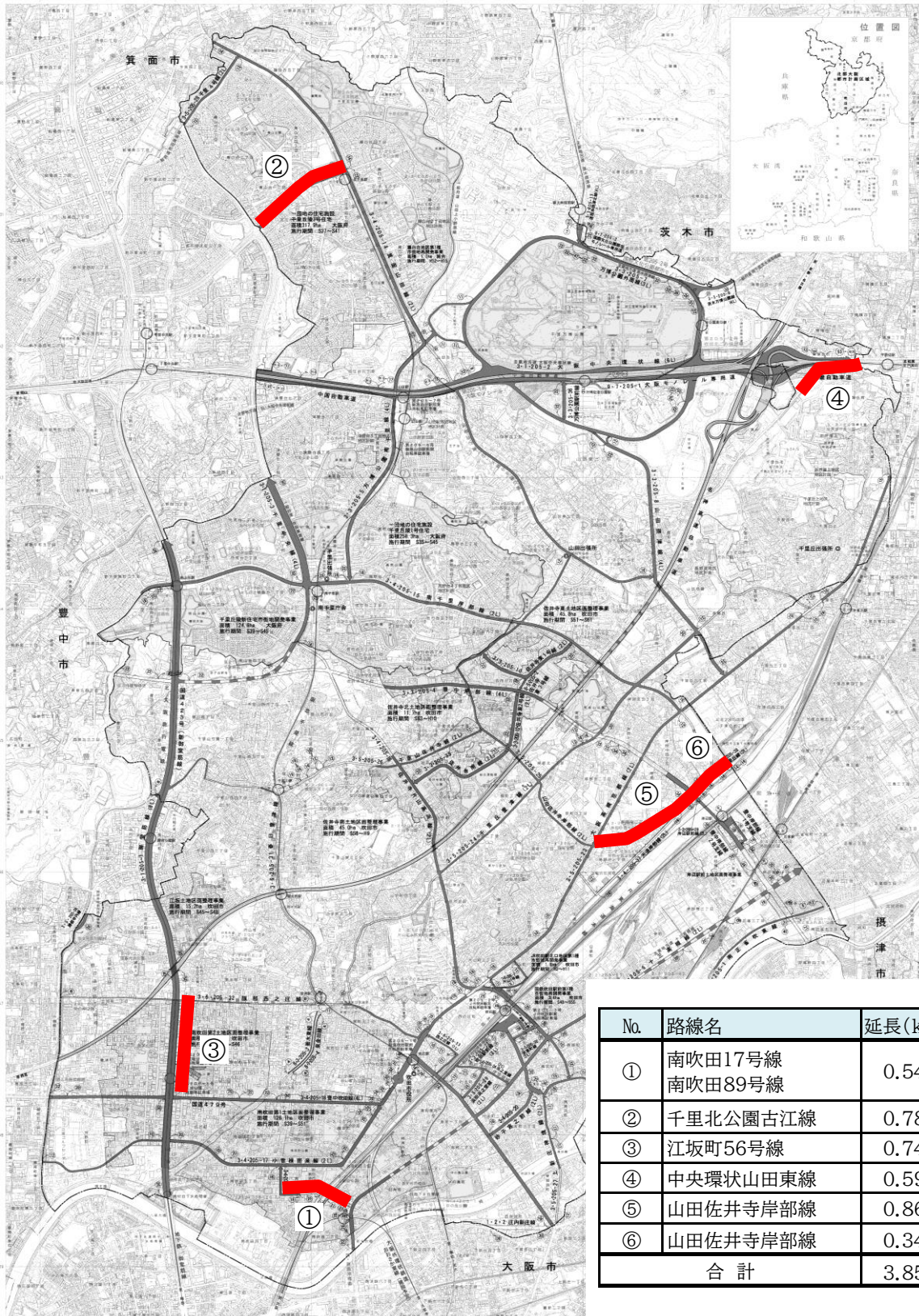
令和 6 年度（2024 年度）整備路線の整備内容について、車道の一部を活用して車道の左側端に自転車の通行位置を明示（自転車のピクトグラム及び矢羽根型路面表示）した「車道混在」の形態を計画していますが、関係機関との協議により整備内容を変更する可能性があります。



車道混在イメージ図

5 整備位置図

令和6年度（2024年度） 自転車通行空間整備工事位置図



(2)

街路灯管理事業の詳細

1 事業の内容

街路灯管理事業は、市で管理する街路灯及び道路照明に係る設備を管理し、夜間及び暗所の照明を確保するもので、街路灯の維持補修及び新設を行っております。

2 予算額

【歳出】令和 6 年度（2024 年度）一般会計

（款）土木費	（項）土木整備費	（目）街路灯整備費
（大事業）道路事業	（小事業）街路灯管理事業	
（節）需用費		63,700,000 円
	委託料	473,000 円
	工事請負費	70,260,000 円

3 令和 6 年度（2024 年度）に行う主な工事内容

（1）片山高浜線自家用電気工作物更新工事 36,160,000 円

JR 吹田駅の地下駐輪場横にある駅周辺の照明に係る受配電設備の更新工事を行います。

（2）街路灯補修・新設工事 34,100,000 円

市内一円の街路灯の維持補修及び新設工事を行います。

